

前の第1・2子11各1万円、第3子以降11人につき1万5000円
▽中学生11万円
▽所得制限限度額以上の方11一律5000円
■印鑑、金融機関の口座番号

が分かる物、厚生年金・共済組合に加入している方は年金加入証明書が健康保険被保険者証の写し、平成25年1月2日以降に転入した方は、前住所地の平成25年度所得課税証明書
■ごども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所へ。
※公務員は原則、勤務先で申請を
■ごども家庭課(☎231-1928)

障害者交流卓球大会

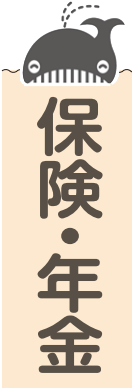
障害者スポーツ大会・障害者交流卓球大会の参加者・チームを募集します。
■障害者 11月10日(日)午前9時
■10月1日〜22日に、直接か電話、ファクスで障害者スポーツセンターへ。※申込用紙は申込先に設置
■障害者スポーツセンター
(☎232-1846)

障害者卓球教室参加者募集

■中学生以上の障害者で卓球経験が初心者、中級レベルの方
■10月31日、11月2・7・9日 午後6時30分〜8時30分
■20人(先着順) ■保険料(実費)
■卓球のラケット(貸し出し可)



■10月29日(火)までに、直接か電話、ファクスで障害者スポーツセンターへ。※申込用紙は申込先に設置
■障害者スポーツセンター
(☎232-1846)



各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

国民健康保険証が新しくなります

これまで使用していた国民健康保険証の有効期限は9月30日(月)です。10月1日(火)からは新しい保険証でなければ病院などで受診することができません。まだ新しい保険証を受け取っていない方は、被保険者資格の確認や保険料の納付の相談など、保険年金課か、管轄の総合支所で更新手続きが必要です。

修学のため、世帯員の方が親元を離れる場合、別に保険証を交付します。在学証明書(学生証不可、市内に住所がある方は不要、印鑑、保険証を持参し、保険年金課か、最寄りの総合支所、支所へ。※既に交付されている場合でも、保険証が新しくなれば改めて申請が必要)

要。特別な事情で一時下関市を離れる場合で遠隔地保険証を交付されている場合も同様
■国民健康保険の出産育児一時金
■直接支払制度をご存じですか

国民健康保険の出産育児一時金 直接支払制度をご存じですか

国民健康保険の被保険者が出産した時、医療機関へ直接出産育児一時金を支払うことができます。
■上限42万円 ※出産費用が42万円未満の場合、申請により差額を世帯主に支給 ※産科医療補償制度に加入しない医療機関で出産した場合、3万円を減算 ※出産日翌日から2年を経過した場合は支給不可
■国民健康保険年金課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課



高齢者等住宅資金融資

■市内に住所があり、金融機関の審査基準を満たす①か②に該当する方
①60歳以上の方
②障害者(身体障害者手帳1級、4級か療育手帳A)の方 ※①②の同居(予定も含む)の親族の方でも可
■対象工事11高齢者や障害者に配慮した住宅の新築、専用居室や利用に適した浴室・トイレなどを増築・改築・改造する工事、玄関から道路までの通路などのバ



リアフリー化工事、これらの工事に伴う用地取得 ※修繕目的の工事と融資予定通知前に着工した場合は対象外
▽融資額1130万円、400万円
▽融資利率11年3・9% (うち保証料率2%) 年3・25% (うち保証料率1・35%) ※どちらも固定金利、取扱金融機関により異なる
▽返済方法11元利均等月賦償還 ※連帯保証人が1人必要 ※予算が無くなり次第終了
■住民票、所得証明書、土地・建物の登記簿、工事見積書、図面など
■直接、福祉政策課、各総合支所市民生活課へ必要書類の提出を。
■福祉政策課(☎231-1723)、各総合支所市民生活課

後期高齢者医療の入院時食料等減額制度の申請を



住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が安くなる制度があります。申請月以前の入院や申請月内でもすでに退院された場合は適用されませんので、事前に申請を。
■適用期間11申請月の1日〜平成26年7月31日
■後期高齢者医療被保険者証、印鑑、過去1年間の入院領収書、年金証書(老齢福祉年金受給者のみ)
■保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
■国民健康保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

専業主婦・主夫の年金が改正されました

■専業主婦・主夫の年金が改正されました
会社員や公務員の妻・夫で、配偶者が退職した場合や本人の年収が増えたときなどは、第3号被保険者から第1号被保険者への変更届をして年金の保険料を納めなくてはなりません。この手続きが2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の未納期間が発生します。
平成25年7月1日から専業主婦・主夫の年金が改正され、年金切り替えの手続きが2年以上遅れたために保険料が未納となっていた方が、2年以上前の「未納期間」を「受給資格期間」に参入することができますようになりました。これにより、無年金や年金の減額を防いだり、万一の時に障害年金などの受給権を確保できる場合があります。主婦・主夫年金からの切り替えの手続きが2年以上遅れたことがある方は、下関年金事務所へ問い合わせを。※市役所では取り扱いません。
■国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-011050)、下関年金事務所(☎222-5587)、市保険年金課(☎231-1931)